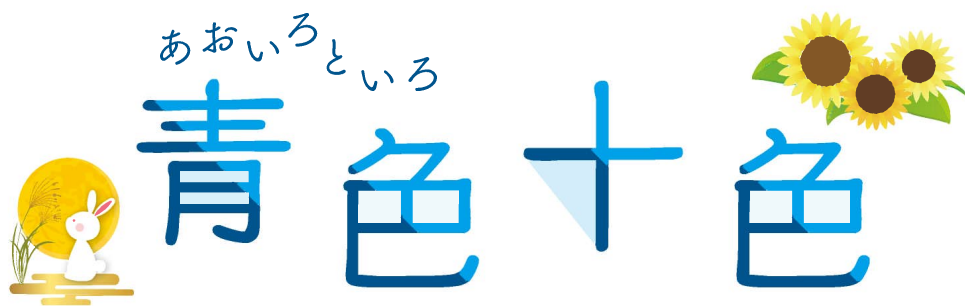
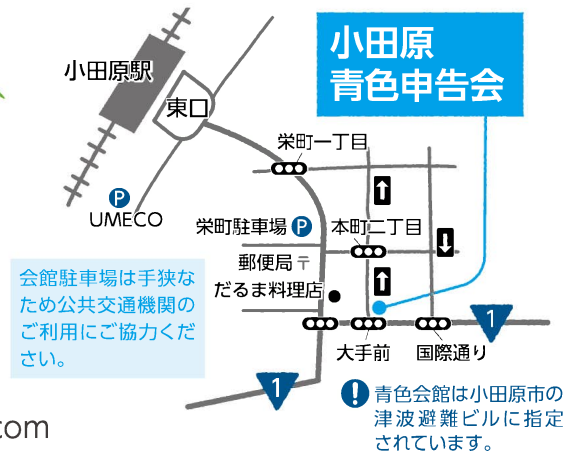


2025
8-9月号
No.245



「青色十色」は、会員さまと地域の皆さまに小田原青色申告会の活動情報を届ける広報紙です

発行・編集 / 公益社団法人小田原青色申告会 〒250-0012 小田原市本町2-3-24
☎ 0465-24-2611 (代表) ✉ info@aoiro-odawara.com 🌐 https://www.aoiro-odawara.com



小田原青色申告会は、日々の帳簿の付け方から確定申告まで、 個人事業主の方や不動産収入がある方をサポートする公益社団法人です

下記指導会等のお問い合わせ・ご予約はこちらへ
まずは一度、お気軽にご連絡ください!

事業課

TEL 0465-24-2614 (平日9時~17時)
E-mail soudan@aoiro-odawara.com



第13回通常総会 開催

第13回通常総会が6月26日に青色会館にて開催され、第12期事業報告・決算報告、理事及び監事の選任など、全ての議案が可決承認されました。また、通常総会後の臨時理事会において、次の7名が会長、副会長及び専務理事として選任されました。

会長 志村 宗男
副会長 柴田 正光
副会長 小澤 輝男
副会長 吉村 友文
副会長 千石 誠治
副会長 横山 俊之
専務理事 山口 剛史



令和7年8月12日(火)9:00より
お申込受付開始!

会員以外もご参加可能 無 料 予約制

～身近な税金セミナー～ 所得税の基礎控除の 見直し等について

最近「基礎控除が変わる」「給与所得控除が変わる」という話を耳にしませんか?令和7年分の所得税から「基礎控除」「給与所得控除」が変わり、また新しく「特定親族特別控除」という仕組みもできました。

「これってどういうこと?」
「何に気をつければいいの?」

講師は税務署員の方に務めていただきます。今のうちにポイントを押さえておけば、きっと安心して確定申告を迎えていただけますよ。



内容 令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について(源泉所得税関係)
日程 令和7年9月4日(木)10:00~11:00
会場 小田原青色申告会3階大ホール
講師 小田原税務署員
定員 50名(先着順)

お申し込み・
ご質問はこちら ☎0465-24-2614
✉ soudan@aoiro-odawara.com

たくさんの方が注目している税の改正です。
ぜひお早めにお申し込みください。

「なんでもっと早くやらなかったんだ!?!」

夏休み最終日の宿題も、確定申告直前の後悔も、
今なら防げます。



夏の青色個別指導会開催

会員以外も
ご参加可能 無 料 予約制

会計=なんか怖い・不安と感じていらっしゃるいませんか。

小田原青色申告会の指導会では、職員がやさしく丁寧に説明し「なんとなく怖い」と感じていた会計を「できそう!」と思っただけのよう、サポートします。もちろん、ご不安が無い方もどうぞご参加ください。

こんな方に
おすすめ

- ✓ 記帳はしているけれど、合っているか分からず不安。
- ✓ 自分で調べてから相談しようと思いつつ、あまり進んでいない。
- ✓ 専門家に見てもらいたいけれど、つい後回しにしている。
- ✓ 開業をしたいが、何から始めればよいか分からない。
- ✓ 確定申告がちゃんとできるか不安。
- ✓ 経費の計上や節税について知りたい。
- ✓ 税務署に提出する書類の書き方が分からない。
- ✓ 会計に苦手意識があり、自信が持てない。
- ✓ その他会計や税務について質問をしたい。



開催概要

期間

8月18日(月)~29日(金)
9月16日(火)~26日(金)

※平日のみ

時間

9:00~/10:00~/11:00~/
14:00~/15:00~ (各回約50分)

持ち物
(あれば)

- ・帳簿、領収書、請求書等参考になるもの
- ・過去2年分の決算書・申告書のお控え

場所

小田原青色申告会1階

お申し込み・
ご質問はこちら

☎0465-24-2614 (平日9時~17時)
✉ soudan@aoiro-odawara.com
親切丁寧にサポートします。お気軽にご連絡ください。

創業セミナー

会員以外もご参加可能 無 料 予約制

9/12(金)
(申込メ切)

開業を検討中の方、新規に開業された方向けのセミナーです。

日程 令和7年9月17日(水)19:00~21:00

会場 小田原青色申告会3階大ホール

内容

- ①「上手な資金調達法と最新融資情報」日本政策金融公庫融資課長
- ②「儲ける経営・成功の秘訣」和田経営事務所代表 和田義充氏
- ③「開業手続きと税金ガイド」小田原青色申告会職員

定員 10名(先着順)

- 「現在会社員だが将来的に起業を考えている」
- 「定年退職したら起業をしたい」
- 「融資を受けるにはどうしたらいい?」
- 「事業計画書はどう作ればいい?」
- 「資金繰りは?」
- 「開業時はどんな書類が必要?」

独立時の疑問にお答えします。
どなたでもお気軽にお申し込みください。



お申し込み・ご質問はこちら ☎0465-24-2614 ✉ soudan@aoiro-odawara.com

会員限定
無料相談
☎0465 要予約
24-2612

弁護士の
法律
相談会

10～12時

8月15日金
9月 2日火
9月19日金
10月 7日火
10月17日金

弁護士の
相続
相談会

10～12時

8月20日水
9月17日水
10月15日水

社労士の
年金・
社会保険
相談会

10～12時

8月12日火
9月 9日火
10月14日火

不動産コンサルタントの
不動産
相談会

10～12時

8月28日水
9月25日水
10月23日水

税理士の
税
相談会

14～16時

8月21日水
9月18日水
10月16日水

日本政策金融公庫の
融資
相談会

10～12時

10月 1日水
12月 3日水

経営コンサルタントの
経営
相談会

日時応談

☎24-2614まで
ご予約下さい

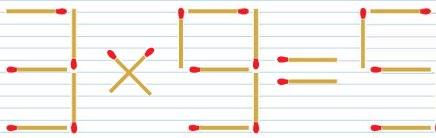
会場
小田原
相談室
注意
同一内容のご相談は
重ねてできません。
予めご了承ください。

前号のクイズのこたえ

初夏(A:初 B:夏)

プレゼントが
もらえる
謎解きクイズ

マッチ棒を1本動かすと正しいものになります。
正しい式と答えを作ってください。



①クイズのこたえ ②住所 ③氏名 ④電話番号 ⑤職業
⑥年齢 ⑦本紙への感想、ご要望等をご記入の上、
下記まで応募ください。
※当選は賞品の発送をもって発表にかえさせていただきます。

応募先 〒250-0012 小田原市本町2-3-24
小田原青色申告会 「謎解きクイズ」 係

会員限定 WEBフォームからも応募できます

クオカード 1000円分を3名様にプレゼント

締切 2025年8月29日(金)着分迄

会計ソフト、ひとりで悩まない！スッキリ安心の相談会

会計ソフト相談会

正会員限定／Web予約制／年度内初回無料

- ☒ どの会計ソフトを使えばいいか相談したい
- ☒ 会計ソフトを導入したけれど、何から始めれば
いいかわからない…(初期設定)
- ☒ 利用中の会計ソフトが使い難い…乗り換えたい
- ☒ 使い方が正しいのか不安…(入力方法や確認方法)
- ☒ 入力したデータの点検をして欲しい
- ☒ 決算の処理が難しい…
- ☒ データ連携などを利用して効率化したい！

年度内2回目より1回4,000円(税込)のサポート料を
いただきます。お得な年間サブスクリプション12,000円
(税込)もご用意しています。ご相談ください。

お支払いは便利なキャッシュレス決済(クレカ・交通系ICカード)で!

日程 8月25日(月)～29日(金)
9月 8日(月)～12日(金)
10月20日(月)～24日(金)

時間 9時30分～、11時～、13時～、
14時30分～、16時～(各回60分目安)

持ち物
・前年分の決算書・申告書のお控え
・インストール型の会計ソフトをノートPCでご利用の方
はノートPC本体
・クラウド型の会計ソフトをご利用の方は会計ソフトへの
ログイン情報(メールアドレス・パスワード等)
・データ連携をご希望の方は、連携先へのログイン情報

予約方法

当会ウェブサイトへアクセスし、画面の
表示に従ってご予約をお願いします。
<https://www.aoiro-odawara.com>



団体割引
10%

見積無料
まずは見積りを!

関東自動車共済協同組合

あんしん ゆとり たすけあい

※団体割引は共済契約者及び被共済者が関東自動車共済の定める条件を満たした場合のみ適用し、割引
率は台数規模と損害率により決定し毎年見直しされます
※初めてご契約される場合、利用料として1,000円が必要となります
※お客様から頂いた個人情報につきましては、自動車共済のお見積り作成以外には利用いたしません
※適応期間令和6年10月1日～令和7年9月30日

あなたの自動車保険(共済)見直してみませんか?

3つの安心

- ①損保や他共済から
優遇割引率継承!
- ②万一の示談対応も安心の
示談交渉サービス!
- ③全国5つの組合が万全の
事故・故障対応!

仕事で車を使用している方

一般的に仕事で使用する車は、
通勤やレジャーで使用する車より
割高な保険料設定ですが、関東
自動車共済(協)では使用用途別
掛金設定がありません。

加入資格

団体割引対象は会員はもちろん
会員と同居のご親族様
会員の事業所にお勤めの方

(引受共済)
関東自動車共済協同組合 神奈川県支部 横浜市港北区新横浜3-18-20 TEL:045-474-2700
2504015-50000

見積だけでも歓迎! お問い合わせは…小田原青色共済株式会社 0465-24-1112

TOPICS ①

令和7年度 税制改正

所得税の見直しと働き方・社会保険への影響

※令和7年6月時点の情報です

■ 所得税改正のポイント(令和7年12月施行)

1. 基礎控除の見直し ～所得に応じて最大95万円の控除(改正前48万円)～
【基礎控除額(改正された範囲)】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)		基礎控除額		改正前
		改正後		
		令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)		95万円		48万円
132万円超 (200万3,999円超)	336万円以下 (475万1,999円以下)	88万円	58万円	
336万円超 (475万1,999円超)	489万円以下 (665万5,556円以下)	68万円		
489万円超 (665万5,556円超)	655万円以下 (850万円以下)	63万円		
655万円超 (850万円超)	2,350万円以下 (2,545万円以下)	58万円		

2. 給与所得控除の引き上げ ～最低控除額が55万円→65万円に～
【給与所得控除額(改正された範囲)】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

3. 扶養親族等の所得要件の引き上げ

給与収入103万円(合計所得金額48万円)未満→給与収入123万円(合計所得金額58万円)未満に
変更。扶養親族等の対象が拡大。

4. 特定親族特別控除の新設

給与収入123万超～給与収入188万円以下の『生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族』に
対し、最大63万円の控除(控除額は段階的に減少)の新設。令和8年1月以後は、給与収入165万円
以下であれば、源泉徴収の際に源泉控除対象親族として扱われる。

■ 給与の源泉徴収事務および年末調整への影響

【令和7年の影響】

改正前の源泉徴収税額表を使用し、従来どおりの控除額で月々の源泉徴収を行い、年末調整で改正後の
控除を反映し、年間の税額を再計算して精算します。

【令和8年以降の影響】

改正後の控除額が反映された新しい源泉徴収税額表を使用して月々の源泉徴収を行います。

■ 市県民税(住民税)との関係

今回の税制改正で地方税(住民税)の基礎控除は改正されていません。住民税の
非課税ラインへの影響は限定的です。住民税非課税世帯に対する住民サービス
(就学援助・保育料算定・医療費助成等)を受けている方は特に注意が必要です。

■ 社会保険制度との関係

今回の所得税の税制改正は社会保険の加入要件(「106万円の壁(今後撤廃予定)／週20時間の壁」「130
万円の壁」)には影響しません。控除が増えたから安心」と思って収入を増やすと、思わぬ保険料負担が発生
する可能性があります。なお、社会保険加入により、将来の年金受給額の増加や傷病手当金や出産手当
金の支給など様々なメリットがあります。総合的に勘案して判断しましょう。



年収の壁突破・総合相談窓口

2 0120-030-045(フリーダイヤル)

受付時間 平日8時30分から18時15分まで

事業主はもちろん、「どの年収の壁対策が自分に関係あるのか分からない」
「社会保険に入るべきかどうか悩んでいる」といった労働者からの悩みや疑問も受け付けています。

この夏も元気な作品をお待ちしています!

第44回

青色申告・小学生の

税の書道展

申告色

申告色

申告電子

応募者全員に
参加賞!

今年の
課題

1・2・3・4年生

「ぜい」「のぜい」「ぜいほう」
「あおいろ」「しんこく」

5・6年生

「税」「消費税」「自動車税」
「青色申告」「電子申告」

お問い合わせ | 書道展係 TEL 0465-24-2613

あなたは どこの支部?

各支部の担当地域(令和7年6月現在)

山北支部
山北町
支部長:佐野益久

南足柄支部
南足柄市
支部長:椎井利明

小田原足柄支部
小田原市内扇町・中町・
寿町・久野・荻窪・六部・
府川・北ノ窪等
支部長:田中良一

箱根支部
箱根町
支部長:山本房子

湯河原・真鶴支部
湯河原町・真鶴町
支部長:柏木哲

足柄上支部
松田町・大井町・開成町・中井町・
小田原市内鬼柳・下大井・上曾我・
曾我大沢
支部長:杉田哲夫

小田原城北支部
小田原市内相山・曾比・堀之内・
中曾根・飯田岡・通正寺・小台等
支部長:君塚礼介

橋支部
前川(川東地区は除く)・
中村原・小船・小竹・羽根尾・
山西・上町・沼代等
支部長:石塚昇

川東支部
小田原市内酒匂川以東の
地域(橋支部地区は除く)
支部長:渡瀬剛行

小田原中央支部
小田原市内城山・栄町・城内・浜町・
東町等
支部長:松本勝八

小田原城南支部
小田原市内本町・南町・早川・板橋・
風祭・入生田等と城山の一部
支部長:大川肇

※青色申告会の正会員にご入会いただくと、住所等の登録場所により各支部に
所属することになります(準会員には所属支部はありません)。

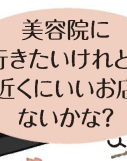
お問い合わせ TEL:0465-24-2611(代)

TOPICS 2



こんなお店
どこかに
ないかな?

このあたりに美味しい
ごはん屋さんは
ないかな?



美容院に
行きたいけれど、
近くにいいお店
ないかな?

https://aoiro-odawara.com/dokodoko/

そんな日常の 「どこ?」にお応えするのが、 小田原青色申告会が運営する 地域密着情報検索サイト 「どどここ」です。

「どどここ」では、当会をご利用いただいている会員様の紹介をしています。県西2市8町を中心としたお店が掲載されているので、地元のお店を探すのにとっても便利。「グルメ」「買い物」「理美容・ビューティー」「整体・マッサージ・健康」「住まい」「教室」「レジャー」「ペット・動物」「専門サービス」と多種多様なお店を紹介しています。「すぐそばに、こんな素敵なお店があったなんて!」という発見がきっとあるはず。

地図から探せる。マッピング機能

「どどここ」では、掲載されている事業主様をGoogleマップ上にピン留めしています。エリアや現在地からお店を探すのも簡単。おさんぽ感覚で、今まで知らなかったお店に出会っていただけます。もちろん、なんとなくお店一覧を眺めるだけでも、わくわく楽しいですよ。

地域の仲間との信頼感と繋がり



地域と共に歩む仲間の顔が
見えるからこそ、信頼感と
親しみが伝わります。

「自分のお店も掲載してみたい」「私の想いも届けたい」——

そんな事業主様は、ぜひ一度、お問い合わせください。

また、まだ会員でない方も、「小田原青色申告会って、こんな活動をしているんだ」「会員になると、こんなサポートや繋がりがあるんだ」と、知っていただけるきっかけになるかもしれません。

西神奈川の魅力、再発見

「どどここ」は、人とお店をつなぐ地域のガイドブックです。今まで知らなかった、地元の魅力との出会いをたっぷりお届けします。

「どどここ」に掲載されたい 方はこちらまで

当サイト「どどここ」に掲載をご希望の事業主様は、お電話もしくは下記フォームから詳細をお送りください。登録料2,000円、年間管理料(維持費)0円でご掲載いただけます。ぜひ活用ください。(掲載は、小田原青色申告会の会員様のみとなっております)

お問い合わせ・お申し込み

☎0465-24-2614

お申し込みフォーム <https://aoiro-odawara.com/dokodokostore-registration-form/>



かんたんレシピ

夏バテ防止に クエン酸で疲労回復! 梅干しシロップ

●はちみつ漬けの梅干し…3個
●砂糖…20g ●塩…少々
●水…100ml
●お好みで 水または炭酸水など



- 梅干しの種を取り出し、果肉を包丁で細かく刻む。
- 刻んだ梅干しと水100ml、砂糖を鍋に入れ、火にかける。
- 沸騰したら塩を入れ、3分ほど中火で煮る。
- 粗熱を取り冷蔵庫で冷やす。水や炭酸水でお好みの濃さにして完成。

小田原税務署からのお知らせ

申告書・申請書等の 提出先が変わりました!

現在、国税庁では、複数の税務署の事務を集約処理する「内部事務のセンター化」を進めており、小田原税務署では令和7年7月から開始されておりますので、以下の点にご注意ください。

- e-Tax(データ)で申告書・申請書等を提出する場合は、従来どおり小田原税務署へ送信していただくこととなりますが、書面により提出する場合は、郵送でセンターへ送付願います。送付先は東京国税局業務センター平塚分室(〒254-8534 神奈川県平塚市浅間町9番1号)となります。なお、書面の申告書・申請書等をセンターへ直接持ち込むことはできません。
- 「内部事務のセンター化」は、皆様の所轄税務署を変更するものではありませんが、内部事務を処理するため、皆様に対しセンターから電話や文書により問合せをさせていただく場合がございます。
- 納税証明書の交付、現金領収、閲覧申請、面接による相談等の窓口対応は、従来どおり小田原税務署で行います。

◆問い合わせ先 小田原税務署 TEL 0465-35-4511(代)

県税事務所からのお知らせ

令和7年度の個人事業税の 第1期納期限は、9月1日です!

個人事業税は、個人で事業(法定業種に限ります。)を行っている方に課される県の税金です。

【課税対象となる事業】

- 第1種事業…物品販売業、製造業、請負業、不動産貸付業、料理店業、飲食店業など(37業種)
- 第2種事業…畜産業、水産業、新炭製造業(3業種)
- 第3種事業…医業、歯科医業、弁護士業、税理士業、コンサルタント業、デザイン業、理容業など(30業種)

※業種等の区分により税率は異なります。

【納税について】

原則として、第1期(納期限9月1日)と第2期(納期限12月1日)の2回に分けて納めていただきます。

ただし、税額が1万円以下のときは、第1期に全額を納めていただきます。

なお、第2期の納付書は、第1期の納付書と合わせて、7月31日に送付する納税通知書に綴じ込んでありますので、保管の上ご使用ください。

※ご納付の際は、第1期と第2期の納付書をお間違えないようお願いします。

◆問合せ先 小田原県税事務所 TEL 0465-32-8000(代) 個人事業税について:事業税課

公益社団法人
小田原青色申告会

公式WEBサイト

スマホでも
チェック!

小田原青色申告会
検索

Instagram

小田原青色申告会
検索

税のカレンダー

○消費税及び

地方消費税の中間申告

申告・納付期限 9月 1日

振替納税利用の場合の振替日 9月29日

会員限定 無料相談

☎0465 要予約
24-2612

弁護士の 法律 相談会

10~12時

8月15日金

9月 2日火

9月19日金

10月 7日火

10月17日金

弁護士の 相 続 相談会

10~12時

8月20日水

9月17日水

10月15日水

社労士の 年金・ 社会保険 相談会

10~12時

8月12日火

9月 9日火

10月14日火

不動産コンサルタントの 不動産 相談会

10~12時

8月28日木

9月25日木

10月23日木

税理士の 税 相談会

14~16時

8月21日木

9月18日木

10月16日木

日本政策金融公庫の 融 資 相談会

10~12時

10月 1日水

12月 3日水

経営コンサルタントの 経 営 相談会

日時応談

☎24-2614まで
ご予約下さい

会 場

小田原青色申告会
相談室

ご 注 意

同一内容のご相談は
重ねてできません。
予めご了承ください。

